

2.倫理的な正しさとは何か その2:リバタリアニズムの立場

2.1 ノージックとロスバードのリバタリアニズムの構想

ロバート・ノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』(Nozick, Robert, *Anarchy, State, and Utopia*, Blackwell, 1974)およびマリー・ロスバードの『自由の倫理学』(Rothbard, Murray N., *The Ethics of Liberty*, 1998)に基づいて、リバタリアニズムについて考える。「リバタリアニズム」(libertarianism)は「自由至上主義」とか「自由尊重主義」と訳される。

リバタリアニズムは所有権(財産権)を基盤としたきわめて個人主義的な理論である。ロスバードは、権利〔人権〕(human rights)を基本的に財産権(property rights)と考える。その理由は彼によれば、人権であって財産権ではないものは存在しないだけでなく、財産権が基準として用いられるのでなければ、人権はその絶対性と明確性を喪失し、曖昧かつ脆弱になってしまうからであるとされる。ロスバードは二つの意味で財産権と人権を同一視する。すなわち第一に、財産権は人間においてのみ発生しうる。なぜなら、人間が財産に対してもつ権利は人間に所属しうる権利だからである。第二に、人間が自らの身体に対してもつ権利、すなわち彼の人身の自由(his personal liberty)は、人権であると同時に、彼自身の人身への財産権(property right in his own person)である。しかし、ロスバードによれば、いっそう重要なことは、人権は財産権の観点から見なければ、曖昧で矛盾に満ちたものであることが明らかになるという点である(ロスバード『自由の倫理学』132頁; p.113)。

ロスバードに従うならば、リバタリアニズムの基本的な思想は次のようにまとめられる。各人は自分自身の人身と、自分が発見して自分の労働によって変化させる処女地への財産権をもっている。そして、この二つの原理からあらゆるタイプの財への財産権の全構造を導き出すことができる。その中には、各人が交換によって、あるいは随意的な贈与か遺贈の結果として獲得する財も含まれる(ロスバード『自由の倫理学』114頁; p.97)。

ノージックは国家との対比で、リベラリズム以上に個人の自由や権利を重視する。彼は、「私は個人の諸権利を強い形で定式化することから出発する」(ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』iv頁; p.xi)、と述べている。ノージックは、「個人の権利は国家(state)にどの程度の活動の余地を残すものであるのか」(ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』i頁; p.ix)、と問う。ノージックは適切な国家として、「暴力・盗み・詐欺からの保護、契約の執行などの狭い機能に限定された最小国家(minimal state)を挙げる。それ以上の拡張国家(extensive state)はすべて、特定のことを行うよう強制されないという人びとの権利を侵害し、不等であるとみなす(ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』i頁; p.ix)。

【サンデルの解説】リバタリアンは、サンデルによれば、近代国家が一般に制定している3つのタイプの政策や法律を拒否する。**1. パターナリズム(父親的温情主義)の拒否。**リバタリアンは自傷的行為を行う者を保護する法律に反対する。シートベルト着用義務法やオートバイに乗る際のヘルメット着用義務法への反対。そうした法律はどんなリスクを自分で取るかを決める権利を侵害する。第三者に危害が及ばないかぎり、そしてオートバイの乗り手が自分の医療費を払えるかぎり、国家にはオートバイの乗り手が自分の命と体でどんなリスクを取るかを指図する権限はない。**2. 道徳的法律の拒否。**リバタリアンは、法的強制力を用いて、多数派のもつ美德の概念を奨励したり道徳的信条を表明したりすることに反対する。売春や同性愛の自由。売春にはおそらく多くの人が道徳的に反対するであろうが、だからといって成人が同意の上で売春を行うことを阻む法律は正当なものではない。いくつかの社会では同性愛を認めない者が多数派であるが、ゲイやレズビアンから自分のパートナーを選ぶ権利を取り上げる法律は正当化されない。**3. 所得や富の再分配の拒否。**リバタリアンの権利理論は、富の再分配のための課税を含め、いかなるものであろうとも、他人を助けることを或る人びとに要求する法律を拒否する。富める者が貧しい者を支える—医療、住宅、教育な

どを補助金を出して支える—ことは望ましいであろうが、そうした援助は政府が命じるのではなく、個人の意向に任せられるべきである。再分配のための課税(redistributive taxes)は一つの形の強要であり、さらに言えば盗みである。国家には富裕な納税者に貧者のための社会プログラムを支えるような強制する権限はない(サンデル『これからの「正義」の話しよう』81頁参照; Cf. p.60-61)。

サンデルの解説の2に関する事柄について、ロスバードは次のように述べている。道徳政策(moral policy)の領域では、政府の政策の^{いただけだか}居丈高な禁止主義(rampant Prohibitionism of government policy)—アルコールの領域だけでなくポルノや売春とか「合意した成人」間の性行為とかドラッグや中絶といった事柄においても—は、各個人が自分自身の道徳的選択を行う権利への不道徳(immoral)で正当化できない侵害であるだけでなく、実際上実行できない。その実行を試みれば、人びとの苦しみと事実上の警察国家をもたらすだけである。個人的な道徳性(personal morality)のこれらの領域における禁止主義は、アルコールの場合と同じように不正であり、効果がないということが認められる時が近づいている(ロスバード『自由の倫理学』324頁; p.272)。

市民の間に分配的正義(distributive justice)を実現・招来するために拡張国家を正当化する主張に対抗するために、ノージックは、拡張国家を必要としない正義の一理論(権原理論 entitlement theory)を展開し、この理論装置を使って、何らかの拡張国家を想定している他の分配的正義の諸理論を解剖し、批判する。そして、特に、ジョン・ロールズの強力な理論に批判の焦点を合わせる(ノージック『アナキー・国家・ユートピア』v頁; p.xi)。

2.2 自然状態から最小国家へ

自然状態 → 私的保護協会 → 超最小国家 → 最小国家(夜警国家)

ノージックは、「政治哲学の根本問題は、いやしくも何らかの国家がなければならぬのかどうかにあり、この問題は国家がいかに組織されるべきかの問題に先行する。」(ノージック『アナキー・国家・ユートピア』4頁; p.4)、と述べる。そこで、彼は国家の成立を説明する自然権理論(社会契約論)で論じられる「自然状態」(state of nature)を検討する。自然状態で自然法が成り立っているとされる。このときノージックはロックの自然法理論に依拠する。ロックの自然状態において、諸個人は「自然法の制限内で、許可を求めたり、他人の意志に依存したりすることなく、自分が相応しいと思う通りに、行動を律し、財産(possessions)と一身(persons)を処分する(dispose of)について、完全に自由(perfect freedom)な状態にある」(4節: 以下の節番号はロックの『市民政府論』の節を示す)。自然法の制約は「他人の生命・健康・自由・財産を侵害してはならない」(6節)と要求する。これらの制限を越えて「他人の権利に侵入し・・・相互を害する者がある」と、これに対応して人びとは、このような権利侵害者から自分や他者を防衛することが許される」(3節)。害を受けた当事者と彼の代理人は、「彼の被った損害に対する賠償となりうる限度で」侵害者から取り戻すことが許される(10節)。また「誰でもその〔自然〕法の侵害者に対して、法の侵害を阻止しうる程度の罰を与える権利を有する」(7節)。個々人は[犯罪者に]対して、「冷静な理性や良心が命じる限りにおいて、その者の侵害に比例したもの、つまり〔現状〕回復と〔犯罪〕抑止に資するだけのものを報復する」(8節)ことが許され、またそれ以上のことは許されない(ノージック『アナキー・国家・ユートピア』15-16頁; p.10)。

ロスバードによれば、古典的自然法を方法論的個人主義に基礎を置く、したがって政治的な個人主義に基礎を置く理論に変えたのはロックであった。ロックは、行為の単位としての個人、考え、感じ、選択し、行動する実在としての個人を強調したために、自然法を政治において各個人の自然権を確立するものとしてとらえたのである。リバタリアン政治思想に深い影響を与えたのは、ロックの個人主義の伝統であった。ロックの『統治論第二編〔市民政府論〕』は、リバタリアン、個人主

義的な自然権理論の最初の体系的詳述の一つである(ロスバード『自由の倫理学』23頁参照; Cf. p.21)。

自然状態においては、自然法がすべての偶発事件に適正な解決を与えるとは限らない。そこで、自然状態の中で、人びとはこのような難点にどのように対処するかが問題となる。ここでノージックは「保護協会」(protective association)が必要になると説く。自然状態においては、個人は自分で諸権利を実行し、自己を防衛し、賠償を取り立て、処罰を行う(少なくとも、そうするために最善の努力を払う)かもしれないが、彼の要請に応じて、他の人びとが彼の防衛に加わることもある。これらの人びとが彼とともに攻撃者を撃退したり侵害者を追いかけたりするのは、彼らが公共精神をもつゆえであったり、彼の友人であるためであったり、過去に彼がこの人たちに助力したためであったり、彼らが将来彼から助力を受けたいと望んでいたためであったり、何か物をもっている場合であったりするであろう。複数の個人によって構成されるさまざまなグループが、いくつもの相互保護協会(mutual-protection associations)を形成することになる。そこでは、誰からであれ防衛や権利実行の要請があれば、全員がこれに応じる(ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』18-19頁; p.12)。しかし、このような相互保護協会のメンバーの間でも、さまざまな争いが起こる可能性がある。

無政府状態から出発して、自発的なグループ形成・複数の相互保護協会・分業・市場の圧力・規模の利益・合理的な私利などの力によって、一つの最小国家(minimal state)または地理的に区別された最小国家による集団に非常によく似たものが生成する(ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』25頁; p.16-17)。ノージックは、最小国家よりも強力な包括的な国家は、正当でも、正当化可能でもなく、最小国家が唯一正しい国家であると論じる(ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』83-84頁; p.52-53)。

2.3 配分的正義

「配分」という概念に関して、ノージックは次のように述べる。中央の配分〔機関〕(central distribution)などというものはないのであり、すべての資源がいかに分け与えられるべきかを合議で決定しているような、それら資源を自由にする[支配する](control)資格〔権原〕をもった人またはグループなどはない。各人は自分の得るものを他者から得るのであり、その他者は〔それを〕何かと交換に、または贈り物として、彼に与えるのである。自由社会においては、諸々の人びとは異なった資源を自由に〔支配〕している。そして新たな保有物(holdings)は、人びとの随意的な交換と行為から生じる。全体の結果は、多数の個々の決断によって生まれたものであり、それら個々の決断は、それに関与している個々人が行う資格〔権原〕をもっているのである(ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』254頁; p.149-150)。

(1)ロビンソン・クルーソーの所有権論

ロスバードはロビンソン・クルーソーの物語によって所有権(財産権)の発生を説明する。クルーソーが無人島に漂着して、そこで生活を始めるという物語がそれである。クルーソーは島内に処女地、つまり未使用の土地を発見する。要するに、それは誰にも利用されず、誰のコントロールも及ばず、したがって所有されていない土地である。土地資源を発見し、その利用方法を学習し、とりわけそれを実際により有用な形に変化させる(transform)ことで、クルーソーは、ジョン・ロックの記念すべき言い方を用いれば、「彼の労働をその土地に混ぜ込んだ」(mixed his labor with the soil)のである。そうして彼の人格と彼の労力の刻印をその土地に押すことで、彼は自然にその土地とその果実を彼の財産(property)に転じている。こうして、この孤立した人間は彼の利用するものと彼の変化させるものとを所有するのである。ある者が生産(produce)、すなわち彼自身の努力によって利用可能な形に彼が変化させるものは、まさにその事実によってその者の財産なのである。彼の土地と資本財(capital goods)における財産権は生産のさまざまな段階を経て、クルーソーが生産した消費財を所

有し、彼のそれらの消費によって最終的に消滅するまで続く(ロスバード『自由の倫理学』39頁;p.34)。

(2)権原理論(entitle theory)

保有物の正義という主題は、三つの中心的論題からなる。第一は、保有物の原始獲得(original acquisition)、つまり誰にも保有されていない物の占有である。ここに含まれるものとして、いかにして保有されていない物が保有されるようになりうるか、つまり保有されていない物が保有されるに至る一つまたは複数の手続き、および、これらの手続きによって保有が可能となるさまざまな物、つまり、特定の手続きによって保有されるに至るものの範囲、等々の論点がある。この論題に関する真理は獲得〔にに関して〕の正義の原理と呼ばれる。第二の論題は、ある人から別の人への保有物の移転〔譲渡〕に関連する。いかなる手続きによって、人は別の人に保有物を移転することができるのか。人はいかにして、ある保有物を保有者から得ることができるのか。この論題の下には、随意的交換と贈与と(その反面としての)詐欺についての一般的記述、そして与えられた社会において決まっている具体的な慣習上の細〔部規〕則への言及などが入る。この主題に関する真理は、移転〔にに関して〕の正義の原理と呼ばれる。もし世界が総体として正しいのであれば、次の帰納的定義が、保有物の正義という主題全体をカバーする。

1.獲得の正義の原理に従って保有物を獲得する者は、その保有物に対する資格〔権原〕をもつ。

2.ある保有物に対する資格〔権原〕をもつ者から移転の原理に従ってその保有物を得る者は、その保有物に対する資格〔権原〕をもつ。

3.1と2の(反復)適用の場合を除いて、保有物に対する資格〔権原〕をもつ者はいない。

〔この場合〕配分的正義の完全な原則は、単に次のように言うにすぎないであろう。すべての者が、ある配分の下で彼の所有している保有物に対して上記の意味で権原をもつならば、その配分は正しい(ノージック『アナキー・国家・ユートピア』255-256頁;p.150-151)。

ロスバードはこの権原理論を「財産権の理論」(theory of the rights of property)として述べている。すべての人は、自分自身の身体と自分が発見し、変化させる未使用の土地資源に対する支配と所有の絶対的な権利をもつ。人はまたそのような有形〔有体〕財産(tangible property)を贈与する権利(ただし自分自身の人身 his own person と意志に対する支配は譲渡できない)と、それと同様に導き出された他の人びとの財産と交換する権利をもっている。したがって、すべての正統な財産権は、使われていない財産は最初の占有者に正当に帰属するという「入植」原理(homesteading principle)と同様、自己の人身に対する万人の所有から来ている(ロスバード『自由の倫理学』73頁;p.60)。

【サンデルの解説】

ノージックは、分配の公正(distributive justice)という理念に対して疑問を提起した。ノージックは、いかなる人への強制も認めないが、それに関しては特に注目を引くことは、他人を援助することに関してである。貧しい者を助けるために富める者に課税することは、富める者への強制である。それは自分の所有物を自由に利用するという、富める者の権利を侵害する。ノージックによれば、経済的不平等はそれ自体では何も悪くない。ノージックは、公正な分配には何らかの規範—所得の平等、効用の平等、必需品の供給の平等など—があるという考え方を否定する。ノージックはその分配がいかにしてなされたかを問題にする。ノージックは、人びとが自由市場で行う選択を尊重する考え方を支持し、規範に訴える公正の理論を拒否する。ノージックによれば、分配の公正は二つの要件によって左右されるという。つまり初期財産の公正(justice in initial holdings)と移転の公正(justice in transfer)である〔→権原理論〕(サンデル『これからの「正義」の話しよう』83-84頁; Cf. p.62-63)。

初期財産の公正とは、お金を稼ぐために用いた元手がそもそも合法的に入手されたかどうかを問うものである(もし盗んだ物売って資産を築いたなら、その資産への権利はない)。移転の公正とは、市場での自由な取引や他人からの贈り物によって資産をつくったかどうかを問うものである。

二つの問いかけに対する答えがイエスならば、自分の所有物に正当な権利があり、国家は同意なしにそれを取り上げることはできない。不正に手に入れた利益を元手にしたのではないかぎり、自由な市場から帰結するいかなる分配も、結果的に平等になろうと不平等になろうと公平なのである(サントデル『これからの「正義」の話をしよう』84頁参照; Cf. p.63)。

2.4 生命倫理に関連する問題

リバタリアニズムの財産権から、生命倫理に関連する事柄において、きわめて急進的な主張が導き出される。ロスバードによれば、各人の自己所有権(right of self-ownership)は成人のために確立された。ロスバードは妊娠中絶の問題を自己所有論の観点で論じる。ロスバードは、妊娠中絶の分析の適切な基盤は、万人の絶対的な自己所有権(absolute rights of self-ownership)だと考える。これは、すべての女性は自分の身体への絶対的な権利をもっていて、自分の身体とその中のすべてのものへの絶対的な支配権をもっている、ということの意味する。ロスバードによれば、それらの中には胎児も含まれる。大部分の胎児は母親がその状況に同意したからその子宮の中にいるのだが、胎児がそこにいるのは母親が自由に与えた同意のゆえである。だがもし母親が、もはや胎児にはそこにいてほしくないと感じたら、胎児は母親の人身に寄生する「侵略者」(invader)になり、母親はこの侵略者を自分の領域から追放する完全な権利をもつ。妊娠中絶は、生きた人格の「殺人」ではなく、母親の身体からの望まれざる侵略者の追放として見られるべきである。それゆえ、妊娠中絶を制限あるいは禁止するいかなる法律も、母親の権利の侵害である(ロスバード『自由の倫理学』114-115頁; p.97-98)。

2.5 リバタリアニズムと新自由主義

新自由主義は、リバタリアニズム(自由至上主義)の派生形態と考えられる。しかし、「新自由主義」は厳密な学術用語とは言いがたい面がある。主に構造改革や規制緩和など、あらゆるものを市場原理に委ねる経済理論や経済政策が新自由主義と言われている場合が多い。アダム・スミスやリカードの古典派経済学に対して、メンガー、ミーゼス、ハイエクやミルトン・フリードマンらの新古典派経済学が新自由主義〔の経済理論〕と呼ばれる場合もある。

新自由主義とは何よりも、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する、政治経済的実践の理論である。国家の役割は、こうした実践にふさわしい制度的枠組みを創出し維持することである。たとえば国家は、通貨の品質と信頼性を守らねばならない。また国家は、私的所有権を保護し、市場の適正な働きを、必要とあらば実力を用いても保障するために、軍事的、防衛的、警察的、法的な仕組みや機能をつくりあげなければならない(デヴィッド・ハーヴェイ、渡辺治監訳『新自由主義—その歴史的展開と現在』作品社、2007年、10-11頁)。新自由主義の国家の役割は小さく限定されているが、国家の力は強大である。その強い国家は成員の面倒を手厚くみずに、各自が自力で「強くあれ」と求めるのである。貧困対策すらも、国家が与えるのではなく、成員にみずから備えるよう求める(中山智香子『経済ジェノサイド』平凡社新書、2013年、208頁参照)。

1970年代以降、政治および経済の実践と思想の両方において新自由主義へのはっきりした転換がいたるところで生じた。社会福祉の多くの領域からの国家の撤退、規制緩和、民営化といった現象があまりにも一般的なものになった(ハーヴェイ『新自由主義—その歴史的展開と現在』11頁)。

2.6 ミルトン・フリードマンの思想

新古典派経済学者のミルトン・フリードマン(1912-2006)は今日の新自由主義の祖と見なされる。フリードマンの思想は現代社会の行末を決定づけるほどの影響を与えた。彼は通常シカゴ学派の経済学者として知られている。フリードマンの思想はリバタリアニズムを通俗化した、経済思想と言えるかもしれない。しかし、その影響は甚大なものとなった。

(1) 道具としての国家

フリードマンは国民を「自由人」(free man)と規定する。自由人にとって国は「個人の集合体」(collection of individuals)にすぎず、それ以上でもそれ以下でもない。自由人にとって、政府とは一つの道具や手段にほかならず、何か施しをしてくれるやさしい庇護者でもなければ、敬い仕えねばならない主人でもない。また自由人は国家の目標も、一人ひとりの目標の集合体としてしか認めない(ミルトン・フリードマン、村井章子訳『資本主義と自由』日経 BP 社、2008年、24頁; p.1-2)

自由人は、国が自分に何をしてしてくれるかを問わない。自分が国に何をできるかも考えない。その代わり、自分の責任を果たすため、自分の目標を達成するため、そして何よりも自分の自由を守るために、「自分は、あるいは仲間は、政府という手段を使って何ができるか」を考える。政府は個人の自由を守るために必要な道具であり、また政府があればこそ個人は自由を行使できるが、それでもなお、権力が政府に集中すれば、自由にとって脅威になりかねない(フリードマン『資本主義と自由』24頁; p.2)

フリードマンは政府の役割を制限する。政府の仕事は、個人の自由を国外の敵や同国民による侵害から守ることに限られるべきだ。そのために法と秩序を維持し、個人の契約が確実に履行される環境を整え、競争市場(competitive markets)を育成する。経済でも、それ以外の分野でも、個人の自発的な協力(voluntary co-operation)や民間の企業活動(private enterprise)が主役となることで、民間部門(private sector)が政府機関の権力ににらみを利かせることができる。次に、政府の権力は分散されなければならない。政府が権力を行使せざるをえないとき、国よりは州、州よりも郡や市で行使することが望ましい(フリードマン『資本主義と自由』25頁参照; Cf. p.2-3)

(2) 競争資本主義

フリードマンは競争資本主義(competitive capitalism)を望ましい経済体制として推奨する。競争資本主義とは、経済活動の大半が民間企業によって自由市場で行われるような仕組みを指す。このような自由競争による資本主義は、経済における自由を保障する制度であると同時に、政治における自由を実現する条件でもある(フリードマン『資本主義と自由』28頁; p.4)

フリードマンは経済活動をうまく調整する方法として、市場を考える。個人が自発的に交換し合うやり方が市場である。自発的な交換を通じて成り立つ社会を動かすのは、自由な民間企業による交換経済であり、これを彼は競争資本主義と呼ぶ(フリードマン『資本主義と自由』46頁参照; Cf. p.13)。

交換の実質的な自由が維持される限り、経済活動が行われる市場では、ある人が別の人の取引を邪魔だてすることはできない。これが市場経済の最大の特徴である。市場はうまくやっつけのける。市場経済は、政府その他の集団が「大衆はこれを望むべきだ」と考えるものではなく、一人ひとりが望むものを与える(フリードマン『資本主義と自由』49頁参照; Cf. p.14-15)

自由市場が存在するからといって、決して政府が不要になるわけではない。「ゲームのルール」を決める議論の場として、また決められたルールを解釈し施行する審判役として、政府は不可欠である。ただし市場は、政治の場で決めなければならないことを大幅に減らし、政府が直接ゲームに参加する範囲を最小限に抑える役割を果たす(フリードマン『資本主義と自由』49頁; p.15)。

2.7 リバタリアニズムの諸問題—リバタリアニズムの補足—

リバタリアニズムは国家(政府)の役割はできるだけ小さい方がよいと考える。リバタリアンの中には、国家のない社会を考える論者もいる。このことは逆に「国家とは本来いかなるものであるか」を考える参考になる。また最近の例で、あらゆるものを民営化し、市場に委ねようとする傾向があるが、これはそもそもリバタリアニズムに由来する発想である。これを推し進めていくと何がもたらされるかを考えることも今後の社会のあり方を考える上で参考になる。

リバタリアニズムの最も純粋で極端な形態として、「アナルコ・キャピタリズム」がある。これは「無政府資本主義」と訳すことができる。リバタリアニズムには、警察や司法や国防の役割だけを果たす「夜警国家」を提唱する最小国家論や、国家はそれ以外にもある程度の福祉やサービスの活動を行ってもよいとする古典的自由主義の立場があるが、アナルコ・キャピタリズムは、国家の必要性を一切認めない徹底した立場である。アナルコ・キャピタリズムの特色の一つは、自由市場経済に対するゆるぎない信頼にあって、これが伝統的な集産主義的無政府主義と大きく異なるところである(森村進『リバタリアンはこう考える』信山社、2013年、275-276頁)。

リバタリアニズムは、国家観の違いによって、無政府資本主義、最小国家論、古典的自由主義に分類される。無政府資本主義は、国家の存在自体を否定し、司法・治安・国防をも市場が提供することが可能だとするものであり、主な論客としてM.ロスバード、D.フリードマンなどが挙げられる。最小国家論とは、司法・治安・国防のみを国家の役割として認めるものであり、ノージックやA.ランドらが代表者である。そして国家に最も大きな役割を認めているのが、F・A・ハイエク、ミルトン・フリードマン、J・M・ブキャナンなどに代表される古典的自由主義である(橋本祐子『リバタリアニズムと最小福祉国家』勁草書房、2008年、x-xi頁)。

(1) 福祉国家に対する批判と最小福祉国家

リバタリアニズムの福祉国家批判の要点は、福祉国家は非効率的で個人の自由を侵害するものであり、人々を政府に対して依存的な性質にする、というものである。リバタリアニズムは福祉国家に対して批判的である一方で、民間企業や各種ボランティア団体、相互扶助団体の活躍に期待している。リバタリアンは、国による強制的な福祉の供給には反対するが、市場やコミュニティなどの民間領域における人々の自発的な福祉の提供には賛成する、すなわち、福祉国家ではなく福祉社会をめざす(橋本祐子『リバタリアニズムと最小福祉国家』6頁)。橋本は最小国家よりも大きく、福祉国家よりも小さな国家を「最小福祉国家」と呼び、この最小福祉国家を支える穏健なリバタリアニズムを古典的自由主義と呼んでいる(橋本『リバタリアニズムと最小福祉国家』viii-ix頁)。

リバタリアニズムによれば、福祉国家においては、肥大化した官僚機構が采配をふるって福祉行政が行われるが、それらは市場原理に基づかずに行われているため、非効率が生じるとされる。福祉国家においては、需要に見合った供給がなされず価格も需要に関係なく決定される。それゆえ、福祉サービスの受益と負担の一致が要求されないことによって、自分の懐を痛めることなく必要以上のものを獲得しようとするインセンティブを人々に与えることになり、非効率的な分配が生じる。リバタリアニズムは、福祉国家において政府が独占的に福祉サービスを提供することこそ、家族や地域共同体の自助・相互扶助活動を停滞させる原因になっていると考える(橋本『リバタリアニズムと最小福祉国家』10、12頁参照)。

地域共同体の自助・相互扶助活動に関しては、リバタリアニズムとコミュニタリアニズムに共通する点が見られる。橋本によれば、理想的な国家像については両者はそれぞれ異なるビジョンをもってはいるものの、人々が相互扶助活動によって自発的に福祉サービスの供給に取り組む福祉社会の重要性を強調する点では共通している。リバタリアニズムも共同体論も、福祉については、まず

は自助、そして家族、地域共同体、国家という順に責任を負うという補完性の原理に基づいている。もっとも、リバタリアニズムは共同体からの離脱の自由を尊重する点で、共同体論と袂を分かち。それゆえ、自発的な相互扶助活動の促進を望ましいと考えるとしても、それを共同体の成員の義務として強制することはできない(橋本『リバタリアニズムと最小福祉国家』12-13頁参照)。

(2) 刑罰制度

無政府状態では、法や権利はどうなるであろうか。もし国家法だけを「法」と呼び、国家法の権利だけを「権利」と呼ぶならば、法や権利は存在しないことになる。しかし、権利ということで考えられるのは、人身の自由のような、いかなる社会においても認められるべき人権であり、無政府状態における法として考えられるのは、そのような権利を取り入れた、慣習的あるいは自発的な社会的ルールということになる。無政府状態には定義上国家や政府は存在しないが、市場や或る種の社会は存在する。国家的強制がなくても、人々は自発的に家族を形成したり、人格的な関係を結んだり、経済的な取引をしたりできる。財産権やさらには貨幣という制度も国家なしに成立できる(森村進『リバタリアンはこう考える』280頁参照)。

リバタリアニズムにおいて、刑罰はどのように考えられるであろうか。ロスバードは、犯罪者は他の人からその権利を奪った程度において自分の権利を失うという見解を表明している。これを彼は「比例性の理論」、「比例的刑罰の理論」(theory of proportional punishment)と呼んでいる。ロスバードによれば、リバタリアンの社会では、法的紛争や訴訟には二人の当事者しかいない。被害者あるいは原告と、犯罪者と言われる者あるいは被告である。リバタリアンの社会では、社会に対する犯罪は存在しない。それゆえ、起訴するかどうかを決定して、犯罪者と言われる者を起訴する検事のような人物も存在しない。比例性のルールは、原告が有罪判決を受けた不法行為者にどれだけの刑罰を科することができるかを述べるものであって、それ以上のものではない。それは科することのできる刑罰の上限を画するのであって、それを超えると処罰者自身が犯罪的な侵害を犯すことになる(ロスバード『自由の倫理学』100頁; p.85)。

橋本祐子によれば、このような考え方は「損害賠償一元論」に関係する。損害賠償一元論は、刑罰制度を廃止して損害賠償制度へ一元化しようとする考え方である。損害賠償一元論によって、現行の刑罰制度ではこれまで見過ごされてきた問題として、犯罪被害者救済の問題が明るみに出される(橋本『リバタリアニズムと最小福祉国家』103-104頁参照)。リバタリアニズムが刑罰制度を批判する理由として、次のことが挙げられる。(1)刑罰制度は、国家刑罰権という国家によるあからさまな実力行使を認めている。法執行には誤りの可能性があるから、法執行によって無辜の人々の自己所有権、私有財産権が国家によって侵害されることになり、個人の自由が侵されることになる。(2)刑罰制度によっては犯罪被害者に対する不正義への対処がほとんどなされない。刑罰制度の下では、被害者の損害が回復されることは困難である。なぜなら、多くの場合において加害者の資力は乏しいために損害賠償を行うことができないだけでなく、有罪判決を受けて刑務所に拘束されてしまうと少なくとも刑期を終えるまでは市場水準の賃金を得ることはできないため、損害賠償を行う用意ができないからである。しかも、加害者を捜査、逮捕、起訴し、刑務所の管理・運営のためにかかる費用は税金として被害者からも徴収されている。被害者は、加害者が権利侵害を行った時点で第一次的な被害を受け、加害者が生活する刑務所施設の管理・運営費を支払う時点で第二次的な被害を受ける。(3)刑罰制度の正当化としての犯罪抑止力と刑罰との関係は不明確である(橋本『リバタリアニズムと最小福祉国家』105-106頁参照)。